

機構会社 WG 議事メモ

平成 16 年 7 月 26 日

(議事内容)

(機構と会社との取引の実体)

機構と会社の取引の実体に関して、道路建設に関するリスクとインセンティブについて議論があった。主な論点は以下のとおり。

- ・ 道路建設に関する債務額の上限
- ・ 工期短縮やコスト削減に対するインセンティブ等
- ・ 会社のビジネスリスク、資金調達リスク、災害リスク等

会社は将来上場するため、その場合、民間株主から資本コスト回収についての要求があるのではないかと懸念されている。

債務の付替額の査定を厳しく行うのであれば、機構側にも専門的能力を持った、それ相応の人員の確保が必要となっている。

建設中の金利の負担を機構で行うのか、会社で行うのかについて議論があった。

(リース会計)

国際会計基準では、サービス・コンセッションについては3つの類型が考えられている。すなわち、民間会社(会社)が契約期間資産を所有して、パブリック・セクター(機構)にリースする場合、会社が機構のために資産を建設し、契約期間で建設代金と金利をサービス料と共に回収する場合、リースの形はとられず、会社が資産を機構に無償供与し、会社側には無償使用権が計上される方向にある。ただし、今回のケースでは、機構は資産と負債を両方承継するため、およびと同じ議論は当てはまらず、あえて言えば、の類型の変型といえる。

機構から会社にリースする場合のリース会計については、国際的には、オペレーティング・リースとファイナンス・リースの区別を廃止して、すべてのリース契約について、資産および負債を計上する方向にある。そのような動向に従えば、例えば貸付料が5年間確定しているとすれば、5年間分の貸付料についてはリース資産及び債務を計上する余地はある。ただ、現時点で当該処理方法を採用することは時期尚早か。

将来的には、海外から資金調達を行う必要性が会社に生じる可能性がある。その場合には、国際会計基準に沿った会計処理が求められることも考えられる。

国内でもリース会計基準は見直しが行われている。今後、リース会計基準に改訂があればそれに合わせるとコメントを付して、現時点では現行処理に従ってはどうか。

以 上